附則第八項

第二条第三号	平均単価	除して得た額	基準単価	除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額
			基準原価	
第二条第六号	平均単価		基準単価	

［略］

第二条第六号	平均単価（一）	除して得た額	基準単価（一）	除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価（一）の標準偏差の二倍の額を加えた額
			基準単価（二）	
第二条第七号	平均単価（二）	除して得た額		除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価（二）の標準偏差の二倍の額を加えた額

［略］

別表第一

設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用		

［略］

設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（一）	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用		

［略］

設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（二）	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用		

［略］

［同上］

附則第八項

第二条第三号	平均単価	除して得た額	基準単価	除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額
			基準原価	
第二条第六号	平均単価		基準単価	

［同上］

第二条第六号	平均単価（一）	除して得た額	基準単価（一）	除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価（一）の標準偏差の二倍の額を加えた額
			基準単価（二）	
第二条第七号	平均単価（二）	除して得た額		除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価（二）の標準偏差の二倍の額を加えた額

［同上］

別表第一

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用		

［同上］

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用		

［同上］

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）	うち第一種公衆電話機台数削減費用		
	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用		

［同上］